

ほうじん ななお



税に関する絵はがきコンクール

石川県女性部会連絡協議会長賞



鳥屋小学校6年生 宮崎 千咲さん

七尾法人会会長賞



富来小学校6年生 東 ゆりさん

七尾法人会青年部会長賞



鹿西小学校6年生 澤井 来実さん

七尾税務署長賞



鹿島小学校6年生 福井 妃紗奈さん

七尾法人会女性部会長賞



鹿西小学校6年生 高崎 そのみさん



公益社団法人七尾法人会 第10回通常総会 国と社会の繁栄に貢献する

5月23日、加賀屋において、公益社団法人七尾法人会第10回通常総会が開催された。本年は、記念講演会、懇親会も開催した。

会長あいさつの後、【報告事項】令和4年度事業計画及び同収支予算並びに令和3年度事業報告、引き続き、【審議事項】令和3年度収支決算報告（案）が説明され、満場一致で承認可決された。

記念講演会

演題 「あきらめない「強い心」をもつために」

新型コロナの影響から、お声掛けいただいた当初の予定から延期もありましたが、ようやく七尾法人会の皆様とお会いする機会を得ることができました。

私がやっております幼児教室「EQWELチャイルドアカデミー本八幡教室」は、今年で28年目となりました。私のチャイルドアカデミーでは、現在、0歳児から12歳までの子どもたちを指導しています。私の次女である璃花子（リオオリンピック及び東京オリンピック競泳代表選手）も、同様に0歳から12歳まで、教室に通っておりました。

私が幼児教室を始めた理由があります。

それは、「どんな親から生まれた子どもでも、適切な刺激や環境を与えれば、優秀に育つことができる」ということに気付いたからです。子どもたちが育つために必要なあきらめない「強い心」をもつために大切なことが、いくつかあります。

①自分を信じること、②人間力を育てること、③本番力をつけること、この三つが大切なことだと考えています。

①「自分を信じること」とは、

- ▶子どものネガティブな点を、本人の前で絶対に言わない。
- ▶人と比べるのはデメリットしかない、と心得よう。
- ▶ポジティブな声かけ
 - ・あなたには、まだまだできる力があるよ。
 - ・きっとできる。
 - ・「無理」「ダメ」「わからない」を「がんばろう」「できる」「おもしろい」に変えてみる。

②「人間力を育てること」とは、

道徳心、人望、主導権、人の役に立つ、厳しさ、敬意、素直さ、叱り方が重要な要素となっています。

教室では、「あいさつ」「プラスの言葉」「時間を守る」を日常的に行っています。

やさしい心を持ち、人から愛される子どもに育つことができます。

自分で考えて行動し、自分の言葉を発する子どもに育てることができます。

③「本番力をつけること」とは、

- ▶暗示
- ▶イメージ
 - ・イメージトレーニングはリアルに行う。大会前日の晩は、布団の中で、部屋の電気を消してイメージトレーニングを行う。こうすることで、本番で最大の力を発揮することができます。際限なく才能を引き出して伸ばすことにつながります。

親と子ども、先生と子どもの関係を考えてときに、皆様にお伝えしたいことがあります。

- ▶育てたように子は育ちます。
- ▶子育ては楽しいものです。
- ▶人は何歳からでも学べるし、変わることができます。

親や先生がポジティブな言葉を使っていれば、ポジティブな子どもに育ってくれます。

誰でもが子育てを楽しむことが大事であり、そして人は何歳からでも学ぶことができますし、変わることができるのです。



新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 玉川 直文 氏

署長プロフィール

(略 歴) 関東信越国税局 松本税務署副署長 (平成28年7月)
関東信越国税局 松本税務署筆頭副署長 (平成29年7月)
関東信越国税局 調査査察部査察第二部門統括国税査察官 (平成30年7月)
関東信越国税局 調査査察部査察第八部門統括国税査察官 (令和元年7月)
関東信越国税局 調査査察部査察第一部門統括国税査察官 (令和2年7月)
関東信越国税局 長野税務署特別国税調査官 (総合調査担当) (令和3年7月)

公益社団法人七尾法人会会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動で、七尾税務署長を拝命いたしました玉川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は長野県出身です。関東信越国税局からの出向で、七尾税務署を含めた金沢国税局管内での勤務は初めてになります。歴史的な文化遺産が多く、能登の里山里海に囲まれた自然が魅力的なこの地で勤務できることを大変光栄に思っております。

公益社団法人七尾法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から地域社会に密着した社会貢献活動を積極的に展開され、税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っており、厚くお礼申し上げます。

また、税のオピニオンリーダーとして、広報活動をはじめ、各種説明会・講演会等の開催、児童・生徒に対する租税教室の開催等を通じ、正しい税知識の普及や納税意識の高揚に大きな貢献をされておられますことに改めて深く敬意を表します。

さて、近年における経済社会のICT化・グローバル化の発展に加えて、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響等により社会全体が大きく変化しております。

このような状況においても、国税当局として「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすために、より便利に、よりスムーズに申告・納税ができる環境を整備し、e-Taxの更なる普及・定着やキャッシュレス納付の推進など、「納税者の利便性の向上」に向けて一層取り組んでまいります。

さらに、令和5年10月から実施されるインボイス制度は、8%と10%の複数税率のもとで、消費税の適正な課税を確保することを目的とする

ものであり、すでに登録申請の受付が始まっておりますが、国税当局としては、事業者の皆様には、それぞれの事業実態に応じた対応や準備を進めていただけるよう、制度の周知・広報に取り組んでまいります。

こうした税務行政の取組に対しまして、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、令和3年度の税制改正における電子帳簿保存法の改正により、従前認められていた電子取引情報の出力書面等の保存をもって、その電子取引データの保存に代えることができる措置が廃止されました。令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子取引データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていただければ差し支えありませんが、令和6年1月1日からは保存要件に従った電子取引データの保存が必要となりますので、必要な準備をお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人七尾法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

令和4年7月10日現在

署 長	玉川 直文
総務課長	田中 直樹
管理運営・徴収部門統括国税徴収官	高井 理恵
個人課税第一部門統括国税調査官	林 要和
個人課税第二部門統括国税調査官	砂 智弘
法人課税第一部門統括国税調査官	板坂 洋
法人課税第二部門統括国税調査官	高田 徹
法人課税第一部門総括上席国税調査官	(法人会担当) 花見 憲一

“ウイズコロナ”の共生段階に向けて、税財政・金融面の実効性ある対策を！

第39回法人会全国大会が10月13日、千葉県において開催。「令和5年度税制改正に関する提言」については、9月8日の税制委員会です承された。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化にむけて

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような

社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論も必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度

末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

2. 事業承継税制の拡充

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3)取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- (1)令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。
- (3)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地域の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず、高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。
- (5)地方議会は大膽にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。

IV. 震災復興

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきである。

- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

2. 所得税関係

- (1)所得税のあり方

- ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - ③個人住民税の均等割

- (2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

定例研修会

税務署主催の年末調整説明会が開催されなくなった為、当会では、昨年11月、七尾、羽咋の2会場で「源泉徴収に関する改正点」を中心に税務研修会を実施した。また、本年8月に「消費税のインボイス制度」及び「印紙税の留意点」をテーマに七尾、羽咋の2会場で開催。講師は、いずれの研修も七尾税務署の担当官。



羽咋会場（昨年11月）



七尾会場（本年8月）

社会貢献事業

本年も七尾税務署管内の小学5、6年生に対して、下敷（東京の四谷法人会青年部会が、「税を考える週間」に合わせて租税教育用下敷きを作成）を配付することとしている。

マンガ本（全国法人会総連合及び大蔵財務協会作成）も配布することとしている。

本年度のテーマ「**知っているようで知らない！ラグビー&リーグワンの紹介**」



新設法人説明会

昨年12月21日、七尾税務署との共催により、新設法人説明会を開催した。出席した新設法人に対して、公益社団法人七尾法人会は、七尾税務署管内の約1,000社が加入する経営者の団体であり、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献することに取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを積極的に行った。



インターネットでセミナー受講

七尾法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

(<https://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>)

一流講師による映像と音声による本格的セミナーを無料で受講いただけますので、ご利用ください。

七尾法人会トップページの「インターネットセミナー」バナーをクリック、ログインページに入って会員専用のIDとパスワードを入力してください。（ID hj2207 パスワード 6629）

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の**請求**から**受取**まで新たに**スマホ**でもできるようになりました!

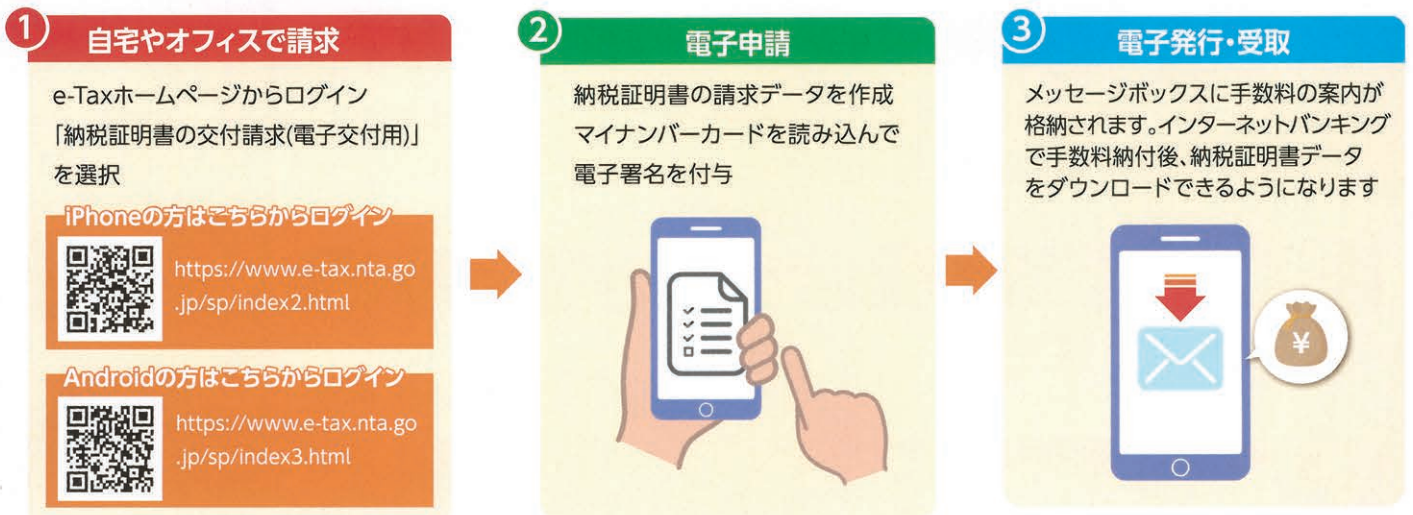


電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✓ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✓ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✓ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✓ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



.....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

青年部会だより

租税教室の開催

社会貢献活動として小学校6年生を対象に取り組んでいる租税教室を、鳥屋小学校、鹿島小学校、鹿西小学校、志雄小学校、邑知小学校の5校で開催した。本年も女性部会が取り組んでいる「絵はがきコンクール」へも多数の応募があり、応募作品から生徒の皆さんが税金の使い道を知り、暮らしの中での税金が担う役割を考える貴重な時間になったことがうかがえた。



鳥屋小学校



鹿島小学校



鹿西小学校



志雄小学校



邑知小学校

通常総会及び記念講演会



6月2日、番伊において半田七尾税務署長を来賓として迎え、第31回通常総会が開催された。令和3年度事業報告及び収支決算報告、令和4年度事業計画（案）及び同収支予算（案）が説明されいずれも満場一致で承認された。本年度退会される古永義文氏に記念品を贈呈した。総会終了後、半田七尾税務署長より「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」のテーマで記念講演が行われた。

地域社会貢献活動

7月17日、社会貢献事業の一環として、羽咋市の「なぎさクリーン運動」に、青年部会として参加した。千里浜海岸、釜屋海岸、一ノ宮海岸、柴垣海岸の4か所で、海岸保全のための清掃活動を実施した。

また、10月2日、石川県青連協の社会貢献活動「金沢城リレーマラソン」にもエントリーして参加した。



交流会

9月29日、輪島法人会青年部会との交流会を実施した。

丸井織物株式会社において、宮本徹会長より創業以来の経営理念などの講話と最新設備の工場を見学した。

続いて、天日陰比咩神社において、船木清崇禰宜より、能登國二ノ宮としての歴史と、どぶろく造りの伝統について講話していただいた。



女性部会だより

記念講演会

4月23日、美湾荘において、公益社団法人七尾法人会女性部会第27回通常総会が開催された。

半田七尾税務署長をはじめ来賓をお迎えし、部会長あいさつの後、令和3年度事業報告及び収支決算報告、令和4年度事業計画（案）及び同収支予算（案）が説明されいずれも満場一致で承認された。

総会に引き続き七尾税務署長半田あおい氏より「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の演題で記念講演が行われた。（主な内容は、次のとおり。）

デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広がっています。



国税の申告や納付も、デジタルを活用すれば、より簡単に、より便利にできるようになります。具体的には、これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱としつつ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの着実かつ継続的な実施により、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

絵はがきコンクール優秀作品

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を通じて、小学生に「税の果たす役割」などについて学んでいただき、そこで得ることができた知識や感想を絵はがきに描いて「税」の理解をより深めてもらうことを目的に取り組んでいます。令和3年度は絵はがきコンクールについては、税務当局のご協力を得て、13校から289点の応募応募があり、その中から優秀と認められた22作品について、賞状及び記念品を贈った。

優秀作品の中から、鳥屋小学校6年の宮崎千咲さんの作品が、石川県法人会連合会女性部会連絡協議会長賞を受賞した。



県女連協表彰式



宝達志水町の地に祈願像設置

昨年の12月16日「親子の絆、地域の絆の大切さを見直すの一助」になることを願って宝達志水町産業センター敷地内に4体目の祈願像を設置し完成を祝った。

この設置を受け、今後の地域社会貢献活動を一層活発に推進していきたい。

『税を考える週間』 “くらしを支える税” 《11月11日(金)～11月17日(木)》

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年は、「これからの社会に向かって」をテーマとして各種行事を行います。

税務署長表彰

おめでとうございます。
この度、永年の法人会活動等の御功績に
対し表彰が授与されました。



小田 與之彦 氏

七尾税務署管内の主な行事

【小中学生の税に関する作品展】

市 町	会 場	展 示 期 間
七 尾 市	ミナクル3F 市立図書館前	11月11日(金)～11月17日(木)
羽 咋 市	羽咋体育館	11月 2日(水)～11月 3日(木)
	コスモアイル羽咋	11月11日(金)～11月17日(木)
志 賀 町	志賀町文化ホール 1F	11月 3日(木)～11月17日(木)
宝達志水町	生涯学習センター さくらドーム21	11月 2日(水)～11月17日(木)
中能登町	アル・プラザ鹿島	11月11日(金)～11月17日(木)

いしかわ森林環境税の適用期間延長について

石川県では、森林の公益的機能の維持増進に資する施策に必要な経費の財源に充てるため、平成19年4月1日から「いしかわ森林環境税」を導入しております。

令和3年12月に開催された石川県議会において、石川森林環境税の適用期間を5年間延長する議案が可決されました。引き続き、皆様の御理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【いしかわ森林環境税のしくみ】

◆課税方式

法人県民税均等割に標準税率の5%相当額を上乗せする「超過課税方式」により課税されます。

◆納税義務者

石川県内に事務所・事業所を有する法人等で、法人県民税均等割が課税される法人に併せてかかります。

◆均等割税率

資本金等の額	適用税額(年額)	うち「いしかわ森林環境税」分
1千万円以下	21,000円	1,000円
1千万円超～1億円以下	52,500円	2,500円
1億円超～10億円以下	136,500円	6,500円
10億円超～50億円以下	567,000円	27,000円
50億円	840,000円	40,000円

◆適用期間

平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に終了する事業年度

※上記のほか、個人県民税均等割についても、年額500円を上乗せする超過課税方式を導入しております。

事務局だより

(令和4年4月1日～令和4年10月31日)

- 4. 8 青年部会正副部会長会議
- 4. 2 1 第1回理事会
- 4. 2 1 福利厚生制度推進連絡協議会
- 4. 2 6 女性部会役員会
- 4. 2 6 女性部会第27回通常総会
- 5. 2 3 第10回通常総会
- 5. 2 5 青年部会租税教室 瑞穂小学校
- 6. 2 青年部会役員会
- 6. 2 青年部会第31回通常総会
- 6. 1 5 青年部会租税教室 宝達小学校
- 6. 2 4 青年部会租税教室 小丸山小学校
- 7. 5 青年部会正副部会長会議
- 7. 1 1 女性部会役員会
- 7. 1 3 青年部会租税教室 鹿西小学校
- 7. 2 7 正副部会長会議
- 8. 2 2 定例研修会 羽咋会場
- 8. 2 3 定例研修会 七尾会場
- 9. 7 青年部会租税教室 鹿島小学校
- 9. 2 9 女性部会正副部会長会議
- 9. 2 9 女性部会 絵はがきコンクール審査会
- 9. 2 9 青年部会輪島法人会との交流会
- 9. 2 9 青年部会 絵はがきコンクール審査会
- 10. 1 7 第2回理事会
- 10. 1 7 福利厚生制度推進連絡協議会

新会員紹介

◆ (令和3年11月1日～令和4年10月31日) ◆

◇正会員 (定款第5条1項1号)

法人名	代表者氏名
株式会社 稲岡運輸	稲岡 政利
株式会社 稲岡建設	稲岡 保男
有限会社 オカヤマ工務店	岡山 昭男
合同会社 里湯ちりはま	松栄 裕希
仕組工業 株式会社	仕組 勝巳
有限会社 白喜久	原 新一
株式会社 中野	中野 武志
株式会社 やまぐち	山口 圭司
有限会社 ルミナス智恵子美容室	藤井 邦昭

◇賛助会員 (定款第5条1項2号)

事業所名	代表者氏名
池田商店	池田 一悟
市川工業	市川 尚仁
建築工房樹	石田 茂樹
Kochi	東 智亮
テクノウィン 株式会社	北山 修三
能登厨機	辻 直志

会員募集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

◆お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会
電話 0767-53-6629

◆ホームページのご案内
<https://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

いしかわ森林環境税の使途

●森林の適切な手入れを進めるための県産材の利用促進対策

県産材を利用することは、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります。

このため、県産材を活用した住宅や民間施設への支援や、県産材利用の普及啓発などの取組みを進めます。

●野生獣の出没を抑制するための里山林における緩衝帯の整備

近年、クマやイノシシなどの野生獣の人里への出没が増加し、安全・安心な生活環境への大きな脅威となっています。

このため、集落周辺の里山林において、野生獣の隠れ場所になるヤブの刈り払いなどを行い、見通しを良くすることで、集落と野生の生息域との境界を形成する取組み（緩衝帯の整備）を進めます。

●豪雨による山地災害を防止するための放置竹林の除去

安い輸入タケノコや竹材の代替品の増加などにより、管理されなくなった竹林（放置竹林）が増加し、周辺の森林へ拡大することで、森林のもつ公益的機能が低下し、豪雨による山地災害の発生などにつながる恐れがあります。

このため、集落周辺などの放置竹林を除去し、健全な広葉樹林へ転換する取組みを進めます。

●県民の理解増進と県民参加による森づくりの推進

森林や木材利用に対する県民の皆さまの理解の増進と、県民参加の森づくりの推進を図るため、子ども達を対象とした森林環境教育やボランティア団体等が行う森づくり活動への支援、木育に関する出前講座の開催などに取組みます。

税に関する絵はがきコンクール作品

中能登町租税教育推進協議会長賞



鳥屋小学校6年生 日光 琴音 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



富来小学校6年生 川端 志麻 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鹿西小学校6年生 梅村 愛侑 さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鹿島小学校6年生 久井 友利 さん

羽咋郡市租税教育推進協議会長賞



西北台小学校6年生 長浜 志歩 さん



法人会キャラクター
「けんた」くん